

■巻頭言……「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」

に参加して 1~2

■理事就任のあいさつ・2024年度役員表 2

■特集……被害者支援センターの活動 3~5

■全国犯罪被害者支援フォーラム2024・令和6年度秋期全国研修会ご案内 6~7

■事務局からのお知らせ 8

### 巻頭言

## 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」に参加して

犯罪被害者等施策推進会議委員 ● 和氣みち子 NNVS 理事

私は、犯罪被害者等施策推進会議委員を2021年5月に任命され全国被害者支援ネットワーク(NNVS)の理事として第4次犯罪被害者等基本計画会議途中から参加しています。前任者は大久保恵美子氏(犯罪被害者等基本法策定、第1次犯罪被害者等基本計画)、中曽根えり子氏(第2次、第3次、第4次基本計画策定)の後任となります。

犯罪被害者等基本法・基本計画の流れは下記の通り。現在第4次(2021~2026年)基本計画策定中に早急に検討すべき項目があると自由民主党 PTより検討内容が施策推進会議に提言されました。会長である岸田総理大臣からは1年をめぐりに検討するよう発表が2023年6月6日にあり同年9月より8回の推進会議を行ってきました。

#### ◎犯罪被害者等基本法

- ・2004年12月「犯罪被害者等基本法」制定
- ・2005年12月(第1次)「犯罪被害者等基本計画」策定
- ・2011年(第2次)
- ・2016年(第3次) ※評価見直しを行ってきた
- ・2021年(第4次)
- ・2023年6月6日開催「犯罪被害者等施策推進会議」において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」1~5が決定第4次基本計画に加え同決定に基づき充実に努めている

2023年6月6日決定

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」経緯

#### ・自由民主党からの提言

自由民主党政務調査会・司法制度調査会・犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT 座長 上川陽子議員

「犯罪被害者等基本法の制定から20年の節目を迎えようとする中、勇気ある犯罪被害者等が今なお十分な支援を受けられずに苦しんでいる実情があることを語った。犯罪被害者等の声を聞き『犯罪被害者等施策』が未だ抜本的な解決に至っていないことを改めて認識するに至ったため提言する」

1. 犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する検討
2. 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
3. 国における司令塔機能の強化
4. 地方における途切れない支援の提供体制の強化
5. 犯罪被害者等のための制度の拡充

以上の5項目が提言され、私は「地方における途切れない支援の提供体制の強化」の構成委員として参加し、全国被害者支援ネットワーク理事、支援員、犯罪被害者の立場として発言をしました。

特にネットワークの現状課題について10分間の発表時間をいただき参加委員や各省庁担当者の方々に運用面、財政面での支援が必要なことを根拠とともに伝えることができ有意義でした。今後前向きに改善され、支援の中核となっている全国被害者支援ネットワークや各被害者支援センターの支援活動が益々活発になり、犯罪被害者等の方々に充実した手厚い支援が提供出来るようになることを期待しています。

犯罪被害者の意見としては、さまざまな制度、法律が検討され施行されても、現状は犯罪被害者等の元には情報は伝わらず制度が利用出来ないことが多々あり、せっかくの制度が「絵に描いた餅」になっており、実効性のある制度改革を望むことを伝えました。

「第18回犯罪被害者等施策推進会議」が6月4日に開催され犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の推進状況について会長の岸田文雄内閣総理大臣は次のように述べました。「本日は、昨年6月に本会議で

決定した方針の検討状況を点検し、着実に取組が進んでいることを確認いたしました。犯罪被害給付制度に関しては、幼い子供が犯罪により亡くなった場合の両親への遺族給付金を、従来の3倍以上の1,060万円とするなど、経済的支援を大幅に充実・強化します。松村祥史国家公安委員長には速やかな制度改正をお願いいたします。また、今国会で成立した改正総合法律支援法に基づき、弁護士による犯罪被害者等への包括的かつ継続的な援助を行ってまいります。施行までは2年ありますが、小泉龍司法務大臣は人的・物的体制の整備等を進め、可能な限り早期の運用開始を目指してください。松村公安委員長を中心に関係閣僚が緊密に連携をし、地方公共団体等の取組を運用面、財政面で支援をしてください。」と述べ

ました。

私の方からは「支援体制の強化に関する有識者検討会のメンバーとしても検討を行ってまいりました。今まで以上に支援に関わる関係機関・団体の役割が明確にされ途切れない支援が提供できる形が示されたと思います。今後どこで犯罪被害者が生まれても、途切れない手厚い支援を提供出来るようになることを期待しています。」と述べました。

最後になりますが、検討課題については被害者支援ニュース第41号(2023年7月発行)掲載の川本哲郎氏(元同志社大学教授、NNVS 監事)による「犯罪被害者等施策推進会議の検討課題について」を参考いただければと思います。

## 理事就任のあいさつ

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター専務理事 ● 三森美津広

この度、全国被害者支援ネットワーク理事(東海・北陸ブロック担当)に選任いただきました三森美津広と申します。

2018年に静岡県警察を定年退職し、2023年3月まで静岡県中部・西部地域において事業展開している通信建設会社に勤務し、同年4月より、静岡犯罪被害者支援センター専務理事兼事務局長として務めております。

犯罪被害者支援につきましては、警察官在職当時からその重要性について十分認識しておりましたが、いざ自分が犯罪被害者支援に直接携わってみると大変難しい業務であると日々感じながら過ごしております。

まだまだ、経験不足も否めませんが、東海・北陸ブロックの皆様のお力添えをいただきながら、犯罪被害者等の心に寄り添い、きめ細やかな途切れることのない支援が行き届くように与えられた責任を全うする所存であります。ご指導のほどよろしく申し上げます。

## 2024年度(令和6年度) 全国被害者支援ネットワーク 役員表

### 理事長

椎橋 隆幸 中央大学名誉教授

### 副理事長

三輪 佳久 (公)みやぎ被害者支援センター理事長

熊谷 明彦 桜みらい法律事務所

### 専務理事

奥山 栄一 (公)全国被害者支援ネットワーク

### 理事

飛鳥井 望 (公)被害者支援都民センター理事長

磯部 文雄 (特非)福祉未来研究所代表

稲葉 省三 (公)被害者支援センターえひめ専務理事

大澤 文男 (公)いわて被害者支援センター専務理事

関根 剛 (公)大分被害者支援センター副理事長

辻本 健二 (公財)関西生産性本部特別顧問

中曽根えり子 (公)にいがた被害者支援センター理事

一杉 正仁 (公)おうみ犯罪被害者支援センター副理事長

三森美津広 (認N)静岡犯罪被害者支援センター専務理事 ★

和氣みち子 犯罪被害者等施策推進会議委員

### 監事

川本 哲郎 (公)京都犯罪被害者支援センター副理事長

北村 浩志 新橋税理士合同事務所代表税理士

### 特別顧問

平井 紀夫 (公)京都犯罪被害者支援センター副理事長

### 顧問

大久保恵美子 (公)被害者支援都民センター理事

黒澤 正和 (株)国際危機管理機構会長

富田 信穂 常磐大学名誉教授

堀河 昌子 (認N)大阪被害者支援アドボカシーセンター顧問

安田 貴彦 日本生命保険相互会社顧問

★は新任